

9. 自己査定、開示及び償却・引当との関係

自己査定 債務者区分		金融再生法に基づく 開示基準での開示	自己査定における分類区分				引当金残高	引当率 (注3)
			非分類	分類	分類	分類		
破綻先	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 3,909 (12年3月末比 38)	担保・保証等により 回収可能部分 3,689	全額引当 220	全額償却 (注1)	個別 貸倒 引当 金 2,462 (注2)	100%		
実質破綻先								
破綻懸念先	危険債権 6,797 (12年3月末比 2,012)	担保・保証等により 回収可能部分 3,343	必要額 を引当 3,454		個別 6 要管理債権に対する 一般貸倒引当金197	71.3%		
要注意先	要管理債権 1,903 (12年3月末比 2,577) (要管理先債権)	要管理債権中の担保・ 保証等による保全部分 738			一般 貸倒 引当 金 1,428	15.0% (注3')		
正常先	正常債権 323,025	要管理先債権以外の 要注意先債権				平均3.4%		
		正常先債権				平均0.14%		
総計		335,634			特定海外債権引当金 116			
A 金融再生法開示債権		B 担保・保証等により回収可能部分	左記以外		C 金融再生法開示対象 債権に対する引当金	引当率 (注4)		
12,609 (12年3月末比 4,627)		7,770	4,839		2,900	$\frac{C}{A - B}$ 59.9%		

$$\text{保全率} = (B + C) / A \quad 84.6\%$$

(注1) 直接減額8,852億円を含む。

(注2) 再生法開示対象外の資産に対する引当を一部含む(破綻先・実質破綻先 16億円、破綻懸念先 45億円)

(注3) 「正常先」は、債権額に対する引当率。

「正常先以外」は、開示額から担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率。

(注3') 「要管理先債権」の非保全額に対する引当率(個別引当先を除く)。

(注4) 担保・保証等により回収可能部分控除後債権に対する引当率